

平和主義と立憲主義

立憲デモクラシーの会
2025年12月

長谷部恭男

平和主義とは?

純粋平和主義(pure pacifism)⇒ いかなる場合でも決して実力を行使しない。たとえ自分や他人の命を守るためにあっても。

穏和な平和主義(moderate pacifism)⇒ 人の命は尊い授かりもの。それを守るために必要最小限の実力は行使する。たとえ攻撃する者を傷つけることになっても。

純粋平和主義は、日本国憲法の根底にある立憲主義と両立するのか?

憲法第9条

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

核心的な概念⇒「国際紛争を解決する手段としては」。何が「放棄」されているのか? いかなる「目的」を達するべきなのか?

国際紛争(international dispute)を解決する手段

1928年パリ不戦条約: 締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ拠棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス

グロティウス的戦争観—戦争は裁判に代替する国際紛争解決手段(決闘)—の根本的転換

自衛権の行使は禁止されていない⇒ケロッグ国務長官の説明、立作太郎の解説、満州事変(1931)の弁護論

9条は、こうした考え方を典型的な決闘である戦争だけでなく、武力による威嚇と武力の行使にも明示的に拡大した。

グロティウスの正戦論

戦争は正しい理由(正当原因)なくしては、なし得ない。しかし、戦争では双方が自分に正当原因があると主張する。

戦争は、裁判に代わる紛争解決手段—宣戦布告によって自己の主張を明らかにし、いずれが正しいかは、勝敗によって決着をつける—決闘と同じ。

いずれが正当かは、いずれが勝ったかによって結論づけるしかない。負けた側は、領土の割譲や賠償金の支払いを含めて、勝者の主張を正当として受け入れるしかない。

非当事国は、厳正な中立性を維持する必要がある。

米墨戦争(1846)、ペリー来航(1853)、江華島事件(1875)

第90回帝国議会1946年6月28日の質疑と答弁

野坂参三議員の質疑「侵略の戦争…これは正しくない。侵略された国が自国を護るために戦争は、われわれは正しい戦争と言って差し支えないと思う…戦争一般の抛棄と云う形ではなしに…侵略戦争の抛棄、こうするのがもっと的確ではないか、我々共産党はこういう風に主張している。」

吉田茂首相の答弁「戦争抛棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛権に依る戦争は正当なりとせらるるようであるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思うのであります。」

吉田が否定しているのは、自衛(正当防衛)目的の「戦争」。自衛権の行使を否定しているわけではない。

戦力(war potential)の不保持、交戦権の否認、有権解釈による憲法の補充

戦争はすべて国際紛争解決の手段(決闘)。したがって、戦争遂行能力(戦力)の保持は否定される。国際紛争解決のために戦争に訴える権利(交戦権)も否定される。9条自体が言っていることは、それだけ。

ただし、憲法上、武力の行使の許容を示唆する条文は皆無⇒武力行使に関して憲法が設定したベースライン(出発点)はゼロ。それにもかかわらず武力の行使が許されるとすれば、十分な正当化が必要。

条文の根拠がない(不明瞭な)場合は、有権解釈がその間隙を埋めて、人の行動を制御する法を作る(判例が典型)。こうした有権解釈は、憲法典と同様に、憲法となる(違背すれば違憲となる)。9条については、内閣法制局の有権解釈がこうした役割を果たしてきた。

個別的自衛権と集団的自衛権

2014年までの政府解釈: 我が国が武力攻撃を受けた場合、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険がある⇒ 必要最小限度の武力を用いて対処する。しかし、他国が武力攻撃を受けた場合、そうした危険はない⇒ 武力の行使は許されない。つまり、集団的自衛権の行使は許されない。

2014年7月の閣議決定: 他国への武力攻撃によって日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、武力を用いて対処することができる⇒ 集団的自衛権の「部分的」容認。

2014年閣議決定自体が解釈変更に際して必要だとする論理的整合性も法的安定性も欠如しているのではないか? ⇒ いかなる場合に武力の行使が認められるかが不明瞭化し、法が存在しない状況に。

仙台高裁令和5年12月5日判決

2014年閣議決定による解釈変更の結果が憲法9条1項の下で許される武力の行使の限界を超えると解する余地はある

他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使は、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合に限られるという厳格かつ限定的な解釈の下に運用されるのであれば、変更後の解釈の下での集団的自衛権の行使の違憲性が明白であると断定することまではできない

集団的自衛権の行使は認められると判決は言っているのか？

限定解釈は可能なのか？それとも？

他国への攻撃によって、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況として具体的にどのような状況が想定可能なのか⇒ 素直に考えれば、そんな状況は、現実には存在しないはず。

たとえ話：アイスリクームを吃るのは自宅だけで、外出先では食べないと決めていた人が、あるとき、外出先であると同時に自宅にもいるというときは、例外的に外出先でもアイスクリームを食べてもよいことにした。

そんなおかしなルール変更ができるはずがないというのが、一つの反応。

もう一つの反応：外出先にいると同時に自宅にもいることは不可能。ということは、ルールを変えたと言っているが、実際にはルールは変わっていない。

実質的には、集団的自衛権行使の否定

つまり、判決の言う「厳格かつ限定的な解釈」を前提とすると、集団的自衛権の行使は実際には不可能だというのが、この判決の隠された含意。そうである以上、2014年の解釈変更は、明白に違憲とは断定することができないし、憲法の実質的「改正」もなされてはいない。

これは通常の意味における限定解釈ではない。集団的自衛権の現実の行使を否定する「限定解釈」で、実質的には自衛隊法76条1項2号を法令として違憲とする判断⇒ 原告団の求めた成果は、結局、獲得されている

日本をめぐる安全保障環境

Global Peace Index of 2025(the Institute for Economics and Peace)によると、日本は世界で12番目に安全な国。

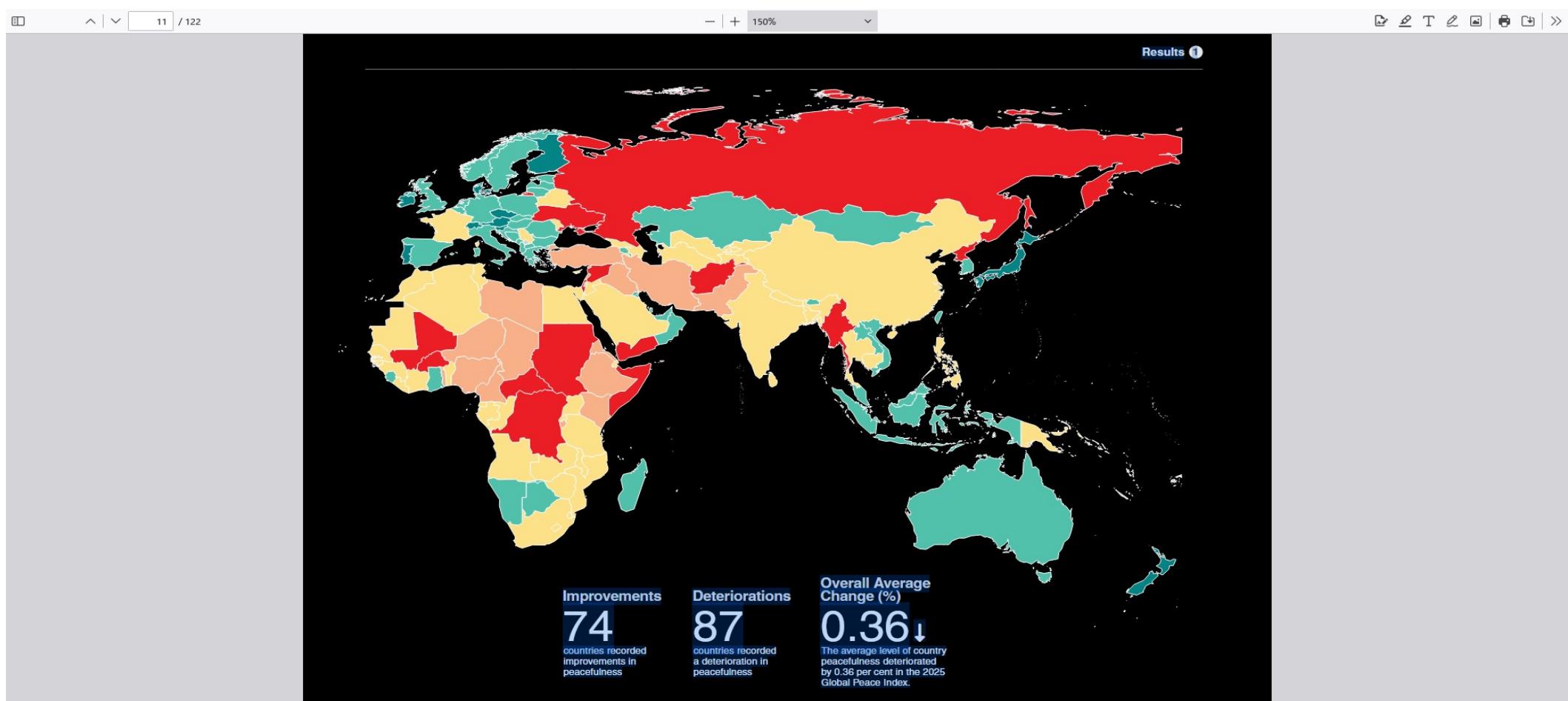
台湾有事は、日本による武力行使の正当理由となるのか? ⇔「一つの中国」論からすると、万一、中国が台湾に侵攻したとしても、それは中国の国内問題。駐留米軍の出撃は、日米政府の事前協議の対象となる。

北朝鮮は何のためにミサイルを製造し、発射し続けるのか?

巡航ミサイルは、弾道ミサイルに対応する手段となり得るのか?

日米安保条約第5条:「自国の憲法上の規定および手続に従って共通の危険に対処する」⇨ アメリカ合衆国憲法1篇8節11項:「戦争を宣言すること」は連邦議会の権限

2025 Global Peace Index



自衛隊の存在と立憲主義

立憲主義の2つの意味。

- (1) (確立した有権解釈を含む)憲法によって政治権力を拘束する。
- (2)多様な価値観・世界観の公平な共存を保障する。

自衛権の行使(自衛隊の存在)は、憲法9条の文言と矛盾しない。個別的自衛権行使のみが許されるとの確立した有権解釈を、論理的整合性も法的安定性をも無視して変更することは、(1)の立憲主義に反する。

個別的自衛権の行使をも否定することは、(2)の立憲主義に反する。自衛隊の否定の帰結は、ガンジー的な純粹平和主義か、ゲリラ戦。いずれも、特定の価値観を全国民に押しつけることなくしては不可能な選択。

参考文献

長谷部恭男『戦争と法』(文藝春秋、2020)

長谷部恭男=棚橋桂介=豊秀一『検証安保法制 10年目の
真相—「仙台高裁判決」の読み方』(朝日新書、2025)